

行橋市総合計画 審議会委員を募集します

このたび現在の行橋市総合計画審議会委員の任期満了に伴い、市民代表審議会委員を公募します。行橋市のまちづくりに強い関心を持っている方は、ぜひご応募ください。

- ◇**募集人数** 1人
- ◇**応募期間** 6月1日(火)～6月18日(金)
※最終日当日消印有効
- ◇**応募資格** 市内在住の20歳以上の方で、平日の昼間に出席可能な方。
- ◇**応募方法** 行橋市のまちづくりについての課題や意見、応募の動機等を、A4用紙1枚程度(様式自由、手書き可、字数制限なし)にまとめて、住所・氏名・年齢・電話番号を明記の上、郵送またはご持参ください。
なお、メールでの応募も可能です。
- ※市ホームページに参考応募様式を掲載しておきますので、必要な方は参考様式をホームページからダウンロードして、ご活用ください。
- ◇**任期** 令和3年7月～令和5年7月
- ◇**選考方法** 応募の動機等をもとに担当課にて、審査のうえ、決定します。(選考結果は7月上旬に応募者に直接通知)
- ◇**任務** 「行橋市総合計画」で定めた施策の取り組み状況について、進捗管理を行うための外部評価組織として審議を行います。また、令和3年度については、第6次行橋市総合計画策定の審議も併せて行います。審議会出席の場合、規定の報酬額をお支払いします。
- ◇**開催回数** 年3回程度
- ◇**問合せ・申込**
市総合政策課 政策推進係
☎ 25-1111 (内線 1421)
〒 824-8601 行橋市1-1-1
e-mail: sougouseisaku@city.yukuhashi.lg.jp

児童クラブ夏休み(7月・8月)入所受付のお知らせ

- ◇**申請書受付期間**
6月1日(火)～15日(火)
※期限厳守です。
※8月からご利用希望の方も、この期間に必ず申請してください。
- ◇**募集クラブおよび募集人員**
・行橋保育園児童クラブ(大橋3-4-23)
・全校区の児童が対象(40人程度)
- ◇**申請書配布・受付場所**
・市学校管理課
8時30分～17時(平日のみ)
・行橋保育園児童クラブ
13時～18時(平日および土曜日)
- ◇**入所対象者**
市内の小学校に通う、保護者や同居家族の就労等により放課後留守家庭の児童。
※現在児童クラブをご利用中の方は、申込不要です。
- ◇**入所可否について**
6月下旬～7月上旬に書面でお知らせする予定です。
- ◇**児童クラブ開設日時** 夏休み期間は8時～18時
※希望があれば、19時まで延長可能。
※日・祝日、8月13日～15日は休所。
- ◇**利用料**
・入所料 月額5,000円(日割はありません)
(第2子以降は月額2,500円)
※ひとり親世帯等への減免制度あり。
・おやつ代 月額2,000円
・損害保険料 年額800円
・延長料金 1回100円または月額1,500円
- ◇**注意事項**
・申込超過の場合は、保育優先度の高い児童(低学年等)を優先します。そのため、入所をおことわりすることがあるので、ご了承ください。
・クラブの空き状況によっては、他の児童クラブへの入所をご案内することがあります。
・夏休み以降、自校区の児童クラブの利用を希望する場合は、8月16日(月)までに別途お申し出ください。
なお、クラブに空きがない場合は待機児童として取扱いますので、ご了承ください。
- ◇**問合せ**
市学校管理課
☎ 25-1111 (内線 1346・1347)

令和3年度労働保険(労災保険・雇用保険)の更新期間のお知らせ

- 令和3年度労働保険(労災保険・雇用保険)の更新期間は6月1日(火)～7月12日(月)です。管轄する労働局・労働基準監督署・金融機関で納付・申告をお願いします。年度更新の申告書は、管轄の労働局・労働基準監督署への郵送や電子申請[e-Gov]でも受け付けています。
- ◇電子申請[e-Gov]: <https://shinsei.e-gov.go.jp/>
(24時間対応)
- ◇**問合せ**
市学校管理課
☎ 25-1111 (内線 1346・1347)
- ◇**年度更新コールセンター**: 0800-555-6780
- ◇**厚生労働省ホームページ**: <https://www.mhlw.go.jp/>
- ◇**労働局職員** (12/8の午前中のみ出席)

マイナンバーカードの申請はお早めに!!

持っていない人はこの機会につくろう

Vol.9

全市民に!
市内で使える商品券
5,000円分

+

マイナンバーカード
取得でさらに!
5,000円分



※令和3年2月1日に行橋市に住民登録されている方

行橋市では新たにマイナンバーカードを交付された方に、「ゆくはし応援商品券」5,000円分をお渡ししていますが、現在、マイナンバーカードの申請が殺到しており、申請が受け付けられてからお渡しの準備ができるまでに、おおむね2ヶ月程度かかっています(不備がない場合)。

商品券の使用期限は10月31日(日)となっているため、商品券をお渡しできるのは10月29日(金)までにマイナンバーカードの交付を受けられた方となります。

そのため、カードの申請が8月以降になると、商品券の配布期限に間に合わない場合がありますので、できるだけ早めに申請されるようお願いいたします(現時点では7月末までなら期限内の交付が可能と思われまます)。

マイナンバーカードの申請先は、市役所ではなく、郵送、オンラインともに国の受付センターです。

なお、申請書をお持ちでない方は、身分証明書(免許証、保険証等)をご持参のうえ、市総合窓口課へお越しいただくと、本人分および同一世帯分を再発行いたします(平日8時30分～17時)。

◇市総合窓口課 ☎ 25-1111 (内線 1111)

「ゆくはし応援商品券」が届いていない方へ
商品券が届いていない方につきましては、ご迷惑をおかけして大変申し訳ございませんが、下記へご連絡ください。

◇市情報政策課 ☎ 25-1111 (内線 1711)

第1回コスモス人権セミナー受講者を募集します

だれもが大切にされる社会をつくるには、まずは身のまわりのいろいろな人権問題を正しく理解することから。今回は、消費者トラブルについてのセミナーです。悪質商法や金銭詐欺は、財産を奪われるだけでなく、それまで大切にしてきた自尊心までも奪ってしまいます。悪質商法の手口や事例を知り、自身や家族の財産と尊厳を守りましょう。

- ◇**日時** 6月24日(木) 14時～16時
- ◇**場所** 市役所5階501会議室
- ◇**料金** 無料
- ◇**内容** 講演「悪質商法!～手口を知って自己防衛～」
講師 行橋市広域消費生活センター専門相談員

- ◇**申込み・問合せ**
6月21日(月)までに、電話またはFAXでお申し込みください。
市人権政策課
☎ 25-1111 (内線 1332) FAX 24-3441

6月1日は「人権擁護委員の日」です

あなたの街の身近な相談パートナーである人権擁護委員が、家庭内の悩みごとや隣近所とのトラブル、いじめや差別などの相談に応じます。相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

《特設人権相談所》

- ◇**日時** 6月3日(木)・10月1日(金)・12月8日(水)
10時～15時

- ◇**場所** ウィズゆくはし

- ◇**相談員** 人権擁護委員
法務局職員(12/8の午前中のみ出席)

《常設人権相談所》

- ◇**日時** 土・日・祝日を除く毎日
8時30分～17時15分
- ◇**相談場所** 福岡法務局行橋支局1階相談室
(大橋2-22-10)
※電話でも相談できます。
(全国共通番号0570-003-110)

- ◇**相談員** 人権擁護委員または法務局職員

- ◇**問合せ** 福岡法務局行橋支局 総務係
☎ 22-0476